平成２６年（フ）第２７４号
大津市坂本２丁目４番56号
債務者　新井　光治
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２５号
滋賀県草津市野村６丁目13―22　リバティーツクダ２番館103、住民票上の住所沖縄県石垣市字登野城321番地10　32ハイツ202号
債務者　ふたばや本舗こと　岡本　弘樹
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　理史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０８号
愛媛県松山市森松町570番地１　メゾン森松302、住民票上の住所愛媛県松山市久谷町甲16番地５
債務者　西川　洋二
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８４号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番27―302号
債務者　角　　厚男
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４１６９号
大阪市中央区島之内２丁目６番３―203号
債務者　山海　良二
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２０号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番23―605号
債務者　杉山　拓哉
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０１号
大阪市浪速区桜川２丁目３番34―802号
債務者　松山ゆう子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８１号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番22号　ピュアコートⅡ208号
債務者　上田　篤史
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１号
釧路市駒場町４番11号
債務者　岩崎　真弥（旧姓曽根・泉）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３２６号
岡山県倉敷市児島柳田町433番地14、旧住所　岡山県倉敷市福江1658番地17
債務者　小松原尚基
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２７号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目４番24号　ヒルズハウス203号室
債務者　小松原　浩
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１１号
岡山市南区築港栄町６番７号
債務者　南條　敦美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４８号
岡山市中区神下168番地１レジデンス乙多見102号
債務者　髙木　義一
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４８号
横浜市中区扇町４丁目12番地４　三光荘608号室
債務者　加藤　信次
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４９号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地29棟104号
債務者　藤田　　忠
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部